

中央公園(広島城区域に限る。)における審査基準・標準処理期間表
(申請に対する処分)

担当	広島城アソシエイツ
----	-----------

処 分 名	公園使用許可
処分の根拠法令名とその条項	広島市公園条例第4条第1項
許認可等の要件や基準を定めている法令とその条項	広島市公園条例第4条第4項

〔審査基準〕

<p>その他法令の定めに従って判断するために必要とされる基準</p> <p>第1 許可基準に基づく具体的な基準（共通事項） 基準としては、条例第5条に規定する禁止行為に該当しない行為であり、かつ以下の項目について該当しないこととする。 (ア) 都市公園の風紀を乱す恐れのあるもの。 (イ) 専ら、営業のための宣伝、販売等営業を目的とするもの。 (ウ) 公園の近隣住民等に迷惑を及ぼす恐れのあるもの。 (エ) その行為の実施により事故の発生の恐れのあるもの。 (オ) 公序良俗に反する行為 ※既に公園使用許可を与えている区域と時間とが競合する許可申請があった場合、両者において利用調整を行うものとする。なお、この場合において利用調整が整わないにもかかわらず両者に使用許可を与えると、双方とも許可を受けた使用ができず、公園の管理に支障が生じるため、条例第5条第8号に規定する「公園の管理に支障があると認められる行為」に該当する。</p> <p>第2 その他、許可に当たり個別の基準等を設けるもの（上記に加えて個別の基準等を設けるもの）</p> <p>1 許可対象行為について（露店） 出店（露店）は原則許可しない。ただし、次の場合において上記の基準を満たしたときは許可できる。 (1) 公益性のあるイベントに付随するもの。 (2) 地元住民に受け入れられている慣例行事に付随するもの。（バザー、盆踊り等）</p> <p>2 使用許可の取扱い (1) 使用許可の申請は、その申請に係る使用日から1年前のものについては、これを受け付けない。ただし、公園管理者において特に必要があると認めるときは、この限りでない。 (2) 使用許可の申請が競合し、利用調整が整わない場合においては、原則として先に受け付けた申請を許可する。ただし、慣例的な行事であって公園管理者において特に必要と認めるものに係る使用許可の申請は、この限りでない。 (3) その他 (ア) 財務省や文化庁などとの協議が必要となる場合がある。 (イ) 関係法令に基づく許可が必要となる場合がある。</p>

〔標準処理期間〕

申請が到着してから決定に至るまでの期間	1週間程度
---------------------	-------

* 上記の期間は、目安です。また、その算定に当たっては、形式的に不備のある申請の補正に要する期間や審査に必要となる資料の提出等に要する期間は算入しません。